平成２８年（フ）第３９号
宮崎市大工１丁目５番50号　永吉大工町ビル312号
債務者　岩切　祐子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８号
宮崎県日南市吾田西２丁目２番10―５号
債務者　緒方　直人
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１７号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1874番地２
債務者　松林　祐司
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１８号
宮崎県日向市曽根町３丁目94番地
債務者　是澤　千利
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２０号
宮崎県延岡市北川町長井5644番地６
債務者　黒木　智美（旧姓尾川）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０号
福島県二本松市小浜字藤町69番地、住民票上の住所北海道旭川市永山５条２丁目５番16号
債務者　上原　広幸
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９９号
京都市伏見区羽束師菱川町555番地62、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町350番地８
債務者　仙石　　遥（旧姓有澤）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
京都市伏見区久我本町12番地11　朝日プラザ伏見桂川1002号
債務者　舟木あけみ
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
京都市下京区黒門通高辻下る杉蛭子町240番地　ハイツわかくさ307号
債務者　保田　英吾
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地の５　府営住宅小栗栖西団地40―201
債務者　芝　　輝文
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
熊本市東区三郎２丁目26番16号　ラフォーレ３番館304号室、前住所熊本市中央区帯山４丁目48番16―203号　アベニュー帯山
債務者　米村　昌珠
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６６号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目31番24号
債務者　中原あかね
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６８号
熊本市中央区迎町１丁目３番10号　コーポ迎町103号
債務者　岩間　健司
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８８号
富山市上赤江町１丁目17番３―409号　市営住宅
債務者　中田　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
富山市土居原町１番15号
債務者　辰巳　惠子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
富山市森４丁目９番77号
債務者　石川　久雄
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７７号
熊本市東区新南部３丁目１番37号
債務者　古財　洋介
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係